

## 【新規格付】

## 委託者非公表

Trinity Trust シリーズ 201805 短期優先受益権： a-1

格付投資情報センター(R&I)は上記の格付を公表しました。

## 1. 案件の概要

本件は、クレジットカード債権を裏付資産とする、信託の優先受益権に信用格付を付与したものである。マスタートラスト方式を採用している。

## 2. 信用格付

名称	Trinity Trust シリーズ201805短期優先受益権
格付アクション	符号の新規付与
格付	短期格付 / a-1
備考	格付は、シリーズ短期優先受益権最終償還期日までに優先受益権の元本が全額支払われ、約定通り配当される可能性を評価している。

## 3. 格付対象

委託者	委託者非公表	裏付資産	クレジットカード債権
-----	--------	------	------------

名称	発行金額 (通貨)	劣後 比率	発行日 予定償還日 最終償還日	償還 方法	クーポンタイプ 利率
Trinity Trust シリーズ201805 短期優先受益権	16,800,000,000円 (日本円)	9.3%	2018/ 5/16 — 2018/12/28	PT	固定 —

注) 償還方法 PT:パス・スルー

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が発行する金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html>をご覧ください。

#### ＜スキームの概要＞

1. 委託者が譲渡するクレジットカード債権の内訳は、ショッピング債権（リボ払い、分割払い、一括払い）とキャッシング債権（リボ払い、一括払い）になっている。信託契約上は、短期債権（一括払い）と長期債権（リボ払い、分割払い）を分けて管理し、本件は短期債権を裏付としている。
2. 委託者は、2015年3月31日に信託契約を締結し、2015年5月25日に初回債権信託を行った。当該信託譲渡は、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に基づく登記により第三者対抗要件を具備している。委託者が信託契約に基づく追加債権信託を行う場合、同様の方法で第三者対抗要件を具備する。
3. 受託者は、短期債権の発生報告を受ける度にそれらを信託財産として認識し、委託者が保有する「短期セラー受益権」を増額する。
4. 受託者は、債務者に対する請求が確定した債権を対象に、「短期セラー受益権」を「シリーズ短期優先受益権」「シリーズ短期劣後受益権」及び「シリーズ短期確定セラー受益権」に分割する。
5. 委託者は、「シリーズ短期優先受益権」を投資家に譲渡（割引譲渡）して資金調達を行う。
6. 委託者は、サービサーとしてクレジットカード債権の回収を代行し、回収金支払日に受託者に引き渡す。また、回収金支払日に先立つ仮払金支払日に、「シリーズ短期優先受益権」の償還に必要な金額を仮払金として支払うことになっており、この仮払金は第三者が代位できる。なお、「短期セラー受益権」に紐づく債権からの回収金を裏付けに、契約書で定める方法に基づいて仮払金支払額を減額することができる。
7. 受託者は、回収金の投資家持分となる部分を用いて、「シリーズ短期優先受益権予定償還期日」及び各計算期日に、「シリーズ短期優先受益権」の償還を行う。
8. 本件はマスタートラスト方式によって、新たな「シリーズ短期優先受益権」を設定することができる。新シリーズの実行には既存の「シリーズ短期優先受益権」が全て償還していることが条件になっている。
9. 当初よりバックアップサービサーが選任されている。

#### 4. 格付の理由

##### （1）リスク要因

本件の主なリスクは、以下の通りである。

##### ＜仕組みに関するリスク＞

- 真正売買性に関するリスク
- サービサー破綻によるコミングリングリスク
- サービサー破綻による流動性リスク

##### ＜裏付資産に関するリスク＞

- 原債務者のデフォルトリスク
- 希薄化リスク

##### （2）リスク要因分析

###### ①原債務者のデフォルトリスク

原債務者のデフォルトに対応する信用補完は、超過担保により確保される。

R&Iは、大数アプローチに基づきデフォルト率の分析を行った。キャッシュフローテストの結果、サービサー破綻のタイミングを考慮した分析において、原債務者のデフォルトリスクに対する信用補完として、本件では十分な超過担保が確保されていることを確認した。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が発行する金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

## ②希薄化リスク

希薄化リスクに対応する信用補完は、超過担保により確保される。

本件の裏付資産は債務者に対する請求額が確定した債権であり、そもそも希薄化リスクは小さい。キャッシュフローテストの結果、希薄化リスクに対する信用補完として、本件では十分な超過担保が確保されていることを確認した。

## ③サービサー破綻によるコミングリングリスク

サービサーが回収金を信託へ引渡す前に破綻した場合、サービサーの資産と混蔵し喪失する可能性がある（コミングリングリスク）。本件において、債務者の約定返済日は1回収期間に集中するため、回収金全額がコミングリングリスクに晒される。コミングリングリスクに対応する信用補完は、回収金に関する仮払金により確保される。また、仮払金支払額の減額分に対して「短期セラー受益権」に紐付く債権からの回収金を充当する。

R&Iは、コミングリングリスクに対応する十分な仮払金および債権が存在することを確認した。なお、仮払金が支払われる可能性は、仮払金の支払いを代位できる第三者の信用力（短期格付）を上限として評価する。

## ④サービサー破綻による流動性リスク

本件の仕組み上、優先配当及び信託報酬の支払いに対応する流動性補完は不要である。

債務者通知費用など、長期債権部分を含めた信託契約全体のスキームを維持するために必要な金額を現金準備金として確保している。

## ⑤真正売買性に関するリスク

クレジットカード債権の信託譲渡に際し、前述のとおり、法的に有効な第三者対抗要件を具備する。委託者は、信託譲渡するクレジットカード債権について、サービサーとしての権限及び義務を持つことを除いて、一切の権限及び支配権を持たない。また、信託契約に定めた一定の場合を除き、クレジットカード債権を受託者から買い取る権利も買い戻す義務もない。

本件について総合的に判断した結果、当該債権の信託譲渡は真正な譲渡であると考えている。

## (3) 総合評価

キャッシュフローテストとして、複合的なシナリオを用いてシミュレーションを行った。その結果、サービサー破綻のタイミングを考慮した最悪シナリオに基づく分析において、シリーズ短期優先受益権最終償還期日までに優先受益権の元本が全額支払われ、約定通り配当されることを確認した。

リスク要因分析及びキャッシュフローテストの結果を総合評価し、表題の格付を付与した。

## 5. 損失、キャッシュフロー及び感応度の分析に関する情報

信用補完	超過担保、仮払金
流動性補完	現金準備金

オリジネーターのヒストリカルデータ及び本件のキャッシュフローから得られた数値に基づき、R&Iはデフォルトに関する標準シナリオとして約4.6%の累積デフォルト率を想定している。なお本水準は、R&Iが個別案件のデフォルト率等の定義に基づき見積もった水準であり、貸倒率、延滞率その他の指標と直接的な相互比較は必ずしも適切ではなく目的としたものではない。

下記格付方法を格付対象の資産に適用する場合に、表題の格付水準を満たすか否かをテストするデフォルト率のストレスシナリオは、一般的に標準シナリオの2倍の水準である。本件格付対象はデフォルト率に関するストレステストにおいて、R&Iが想定している2倍以上の水準まで耐えられる。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するのではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

## 6. 格付方法

格付対象の評価において、R&Iは主に以下の格付方法を用いた。

公表年月	項目
2016年11月	第1章 総論
2016年11月	第2章 各論 仕組みに関するリスク
2016年11月	第3章 各論 裏付資産に関するリスク 第5節 貸金債権 第18節 マンスリークリア債権
2016年11月	第4章 各論 キャッシュフローリスク 第1節 金銭債権等に関する分析方法（大数アプローチ） 第6節 キャッシュフローテストを用いる分析方法 第7節 裏付資産及び仕組み関係者等の信用格付を基にする分析方法

上記の格付方法は以下のホームページに公開している。

[https://www.r-i.co.jp/rating/about/rating\\_method.html](https://www.r-i.co.jp/rating/about/rating_method.html)

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html>をご覧ください。

## 「格付提供方針等」3. に掲げる開示事項

(1) 信用格付業者の商号又は名称及び登録番号並びに当該信用格付業者に対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容	
商号又は名称：株式会社格付投資情報センター 登録番号：金融庁長官（格付）第6号 直近一年以内に講じられた監督上の措置：なし	
(2) 信用格付を付与した年月日	
2018年 5月15日	
(3) 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名	
主任格付アナリスト：松永 考英 信用格付の付与について代表して責任を有する者：住田 直伸	
(4) 信用格付の付与に当たり採用した信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じ記載された以下の1)、2)の事項。並びに信用格付の対象となる事項の概要	
1) 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準 「格付付与方針」及び「格付符号と定義」をご覧ください。 (格付付与方針) <a href="https://www.r-i.co.jp/rating/about/rating_grant.html">https://www.r-i.co.jp/rating/about/rating_grant.html</a> (格付符号と定義) <a href="https://www.r-i.co.jp/rating/about/definition.html">https://www.r-i.co.jp/rating/about/definition.html</a>	
2) 信用格付の付与に係る方法の概要（ただし、重要なものに限る。） 本リリース「6. 格付方法」の項目をご覧ください。  信用格付の対象となる事項の概要：本リリース「3. 格付対象」の項目をご覧ください。	
(5) 格付関係者の氏名又は名称。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百十三条第三項第三号にある、ただし書きの定めに従う。	
組成に関する事務の受託者	三井住友信託銀行
原資産の主たる保有者	非公表（金融業、売上高100億円以上、東京都、オリジネーター名が公表された場合、オリジネーターのレピュテーションへの影響等不利益が生じる可能性があるため。）
発行者又は債務者	該当無し
損失の危険を移転する契約の締結者（第三者）	該当無し
特別目的法人	該当無し
特定融資枠契約の締結者	該当無し
(6) 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨	
該当無し	
(7) 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報（信用評価に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。）を入手したか否かの別	
該当無し	
(8) 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由	
該当無し	

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp  
■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html>をご覧ください。



(9) 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明（信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。）

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

(10) 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項 1) 当該情報の概要 2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要 3) 当該情報の提供者

1) 当該情報の概要	2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要	3) 当該情報の提供者
裏付資産に関するデータ・資料	信用格付業者への表明保証等	組成に関する事務の受託者
パフォーマンスに関するデータ	信用格付業者への表明保証等	組成に関する事務の受託者
案件関連契約書	信用格付業者への表明保証等	組成に関する事務の受託者

(11) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項

- 1) 損失、キャッシュフロー及び感応度の分析に関する情報  
本リリース「5. 損失、キャッシュフロー及び感応度の分析に関する情報」の項目をご覧ください。
- 2) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示（当該表示に基づき投資者が当該信用格付の意義及び限界を理解するための説明を含む。）  
本信用格付は、資産証券化商品と判断される商品の信用状態に関する評価を対象としています。資産証券化商品については、「資産証券化商品の信用格付について」をご覧ください。

（資産証券化商品の信用格付について）

<https://www.r-i.co.jp/rating/about/sfrating.pdf>

### 金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号に基づく開示事項

信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価である場合、格付関係者に当該資産証券化商品の情報の公開を働きかけた内容及びその結果

本資産証券化商品に関して、狭義ABSとして情報を公表するよう働きかけを行いました。詳細については、「信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目」をご覧ください。

（信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目）

<https://www.r-i.co.jp/rating/about/appropriateness/appropriateness.pdf>

本資産証券化商品に関する情報は、ニュースリリースによる開示項目のほか、追加情報の公表はありません。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。